

## 国保税の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を満たす場合は、原則、国保税を**世帯主の年金から**年金支給月ごとに天引きします。

- 国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保税の1回の年金天引き(特別徴収)の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、あらかじめ通知書でお知らせします。なお、これまで年金天引きしていた世帯主で、9年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、年金天引きではなく、納付書または口座振替による納付(普通徴収)となります。



## 国保税の軽減・減免制度

### 1 所得に応じた軽減制度

世帯(世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者<sup>\*1</sup>)の前年中(7年中)の総所得金額などを合計した額が基準以下の場合に、均等割額・18歳以上均等割額・平等割額が減額されます。※1 特定同一世帯所属者……市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

#### 該当する世帯の所得額基準

区分	8年度	7年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 <sup>*2</sup> -1)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 <sup>*2</sup> -1)以下
5割軽減	43万円+31万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 <sup>*2</sup> -1)以下	43万円+30.5万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 <sup>*2</sup> -1)以下
2割軽減	43万円+57万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 <sup>*2</sup> -1)以下	43万円+56万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 <sup>*2</sup> -1)以下

※2 年金・給与所得者……公的年金などの支給を125万円超(65歳未満の人は60万円超)受ける者または給与収入が55万円超の者

### 2 会社の倒産・解雇などにより離職や雇い止めなどになった人への軽減制度

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の**給与所得を30/100**とみなして国保税を算定します。

**届け出が必要**

オンライン申請も可▶



#### 雇用保険受給資格者証などをご用意ください

雇用保険の受給資格がない人や離職日に65歳以上の人は対象ではありません。また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

#### 「12. 離職理由」の欄を確認

11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。

※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

#### 「11. 離職年月日」の欄を確認

この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

### 3 産前産後期間に係る軽減制度 **届け出が必要**

5年11月以降に出産、もしくは出産予定の国民健康保険被保険者を対象に、一定期間の国保税を免除します。届け出時は、母子手帳など出産日(出産予定日)が確認できるものをご用意ください。

※妊娠85日以上の出産が対象です(死産・流産・早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

オンライン申請も可▶



### 4 減免制度 **届け出が必要**

国保税の**納付が困難な人**を対象とした減免制度を設けており、それぞれの基準により減免を受けられる場合があります。該当すると思われる人は、早めに国保年金課へご相談ください。

※申請対象が納期限前のものに限られる場合があります。

#### 所得減少などによる減免

- 失業、疾病などにより所得の減少が見込まれる場合
- 前年および当年中の収入が生活保護基準などを準用した金額以下の場合

#### 天災などによる減免

- 天災により納税義務者が障がいを負った場合
- 災害などにより住宅や農作物に被害が出た場合



## 年度途中で75歳になる人へ

国保加入者で、9年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前月までの国保税を計算し、同一世帯の他の加入者の1年分の国保税との合計額を年税額としています。

国保税を年金天引き(特別徴収)で納めていた人も、**75歳の誕生日を迎える年度分は納付書または口座振替による納付(普通徴収)になります。**

後期高齢者医療保険料の決定通知書は、75歳の誕生日以降に郵送します。

### 後期高齢者医療保険料の口座振替

75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に移行した人は、国保税を口座振替で納めていた場合でも、**改めて口座振替の申し出が必要です。**

口座情報は引き継がれませんので、ご注意ください。



## 国保税の納付が困難な場合は相談を

### 特別な理由がなく国保税を滞納すると…

#### 1. 特別療養費への変更措置

一定の滞納があるときは、受診時の医療費をいったん全額負担することになります。※以下の場合、対象外です。

- 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの被保険者(届け出は不要)
- 公費負担医療の対象となる被保険者 **届け出が必要**
- 滞納に特別の事情が認められる世帯 **届け出が必要**

#### 2. 滞納処分

納期限までに納付がない場合は、20日以内に督促状を送付します。それでも納めていただけない場合は給料や預貯金などの財産調査が行われ、滞納処分(差押え)に移行することになります。

#### 3. 給付の制限

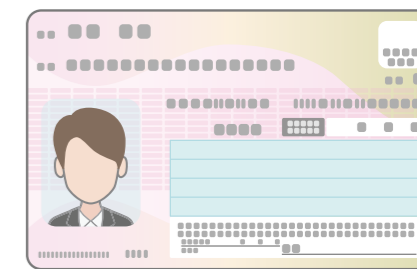
保険給付が制限されることがあります。また、給付の一部を滞納保険税に充てることがあります。

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録はお済みですか?

マイナポータル(自分専用サイト)で医療費通知情報などを閲覧でき、通院時に特定健診の結果や薬剤情報を医師と共有<sup>\*</sup>することで、診療に役立てることが出来ます。マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの人は、医療機関などを受診する際には、マイナンバーカードをご持参ください。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルにて初回登録が必要です。登録方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※本人の同意があった場合のみ



## マイナ保険証の利用により「限度額適用認定証」の申請が不要になります

これまで医療費が高額になる場合、所得に応じた限度額までの支払いにするためには「限度額適用認定証」の提示が必要でした。

マイナ保険証の利用により医療機関などで限度額情報の確認ができれば、「限度額適用認定証」の交付申請手続きや提示は不要です。

- オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関などでは利用できません。
- 住民税非課税世帯で、直近12カ月(住民税非課税期間中)の入院日数が90日を超え、入院時の食事療養費などの減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- 国民健康保険税に滞納がある場合は、医療機関などで限度額情報の確認ができない場合があります。

## 特定健診を受けましょう

対象者には受診券を5月21日に送付しました。例年1月~3月は受診者が多く混み合いますので、早めの予約・利用にご協力ください。受診券を紛失されないようご注意ください。詳しくは、国保年金課(☎537-7175)へお問い合わせください。

